

令和4年9月発行



個人向け国債



募集期間 令和4年8月4日(木)～令和4年8月31日(水)

銘柄名	変動・10年 第149回債	固定・5年 第137回債	固定・3年 第147回債
利率	初回利率 年0.11% (税引後 0.0876535%) 半年ごとの変動金利	利率 年0.05% (税引後 0.0398425%) 固定金利	利率 年0.05% (税引後 0.0398425%) 固定金利
適用利率の算式	10年固定利付国債の金利×0.66 10年基準金利 0.17%	5年固定利付国債の金利-0.05% 5年基準金利 -0.02%	3年固定利付国債の金利-0.03% 3年基準金利 -0.10%
金利の下限	0.05%		
発行日	令和4年9月15日		
償還日	令和14年9月15日	令和9年9月15日	令和7年9月15日
利払日	毎年 3月 / 9月 の各15日		
	初回利払日 令和5年3月15日		
	利子計算期間		
	R4.9.15~R5.3.15 (利率は半年毎に変動します)	R4.9.15~R9.9.15 (利率は満期まで変わりません)	R4.9.15~R7.9.15 (利率は満期まで変わりません)
募集の価格 / 償還金額	額面100円につき100円		
中途換金	発行後1年経過すれば、ご購入金額の一部または全部を中途換金することができます。 ※直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685が差し引かれます。		

【お取引にあたってのご留意事項】

あらかじめ「契約締結前交付書面」を十分にお読みください

ご注文を頂いても約定できない場合がございますのでご了承ください。
金融商品取引法における以下の重要事項と注意事項をご理解のうえ、お客様ご自身のご判断と責任を持ってお取引していただきますようお願い致します。

- ◎ 個人の方のみが購入できる国債です。
- ◎ 最低1万円から1万円単位でご購入できます。
- ◎ 口座管理手数料を無料としております。
- ◎ 日銀新国債振込制度により本券の発行は行われなくなりました。
- ◎ 平成28年1月からマイナンバー制度がはじまり、亀有信用金庫では法令に基づき、お客様からマイナンバーをお届出いただいております。

■ 手数料等諸費用について

- 国債をお買付いただく場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

■ クーリングオフの適用がない事

- 債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6（いわゆるクーリング・オフ）の規定の適用はありません。

■ 債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 2016年1月より税制が改正され、債券の利子及び売買益・償還差益が申告分離課税となります。特定公社債等（※1）の利子等を含む上場株式等（※2）の配当等と、上場株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。

（※1）個人向け国債を含む国債や地方債といった特定公社債や、公募公社債投資信託などのことです。

（※2）上場株式のほか、公募株式投資信託などを含みます。

- 「障害者等（※）に対する少額貯蓄非課税制度」の対象となる方は、該当する債券の利子については非課税扱いを受けられる場合があります。

※ 身体障害者手帳の交付を受けている方、寡婦・母子年金等を受けている方、遺族厚生年金等の交付を受けている被保険者の妻、障害厚生年金等の交付を受けている方、児童扶養手当を受けている児童の母 など

■ 中途換金について

- 発行から1年経過すれば、日本国政府が中途換金に応じます。保有されている一部又は全部を中途換金することができます。
- 個人向け国債を中途換金する際、原則として下記により算出される中途換金調整額※が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます。

【中途換金調整額】

直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685

※発行から一定期間の間で中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なる場合があります。詳しくは、お取引のある本店又は支店にお問合せください。

- 保有者ご本人が亡くなられた場合又は、災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、1年未満であっても中途換金が可能です。

■ 当金庫の概要

商号等 亀有信用金庫 登録金融機関 関東財務局長（登金）第149号
本店所在地 〒125-8508 東京都葛飾区亀有3丁目13番1号
連絡先 資金証券部（03-3603-1864）又はお取引のある支店にご連絡ください。